

別 紙

基 準 本 文	運 用 基 準			備 考
	項 目	細 目	例 示	
(1) 市報ちちぶの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの	広告内容が著しく営利性を帯びているもの	過剰な利潤追求を内容とするもの	マルチ商法・キャッチ商法・代理店募集等	広告の内容は、公共性を有し、市民生活に密着したものに限られる。 過剰な利潤追求を内容とする広告は掲載できない。
		市民の射幸心をあおるようなもの		
	貸金業、いわゆる「町の金融」に関するもの		サラリーマン金融 無届出の金融業等	
	あたかも市が推奨しているかのような表現のもの	市名使用及びそれと類似の表現のもの	市が公共性を認めた以外の企業等	市報への広告掲載は、市はそのスペースを売却しただけである。 市は、広告内容について何ら責任を負わない。
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの	法に列挙されている業種		キャバレー、待合、料理店、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、バー、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備等	これらの営業は、市民生活に密着したものとはいえない。

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの	個人または法人の名刺広告、及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの		政治活動に、市は関与できない。
		個人または法人等の名刺広告	死亡通知、季節のあいさつ	意見広告、時候のあいさつなどは、市民生活の情報として不要
	個人、団体等の主義主張に関するもの	個人、団体等の主義主張	国、県、市等を誹謗中傷するもの	個人、団体等の主義主張は、市民生活に利便を供するものではない。
	布教・義捐金募金等による宗教活動に類するもの	寺社や宗教等を用いて行われる布教・義捐金活動		宗教活動に、市は関与できない。
	政党等の講演会等に関するもの		政党等の講演会等開催広告	政治活動に、市は関与できない。
(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの	いかがわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの	社会の法秩序を破壊し、市民生活の安定を損なうおそれのあるもの		社会生活の安定を破壊し、良好な市民生活の秩序を乱す。
		個人、他企業等を誹謗中傷するもの		商取引の安定を破壊し、企業活動の公正さを損なう。
		過激な表現、いかがわしい表現のもの		健全な市民生活を破壊し、かつ、青少年の健全育成を妨げる。

(5) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの	市民の生活上、好ましくないと認められるもの	人体への影響が定まっていない飲食物に関するもの	健康食品、健康飲料	これらのものは、品質表示に誇張があり、社会的問題になることから、掲載することによりあたかも市が推奨しているかのような印象を与える。
		人体への影響が定まっていない器具等に関するもの	健康器具等	
	学校法人以外の教育関係に関するもの	学習塾等に関するもの	学習塾、家庭教師	児童生徒や保護者が、学習方法について不安を抱く恐れがある。
		教育機材、図書等の販売に関するもの	教育機材の販売・リース 教科の通信販売・添削指導	
	人事募集の広告			人事募集の広告を載せることは、(2)で排除した業種について、結果的に掲載を許可することになるため、掲載しない。
必要以上に消費者の購買意欲をそそるとされるもの		切り抜くと割引券になるもの。 他社製品等との価格あるいは性能等を比較したもの。 ディスカウント広告 秩父で1番などの表現	市民の消費を助長し、安定した経済生活を破壊する。	